

江東区

女性のなやみとDV相談より

性暴力とは

本人の意思に反して、一方的に性的行為を行うことです。被害者は乳幼児から高齢者まであらゆる年代、あらゆる性別に及びます。また、加害者の75%が、実は顔見知りです。そのため、被害に遭っても誰にも言えない事が多いです。

明治時代以降110年間改正されなかった刑法の性犯罪に関する条文が、7月に改正されました。主なポイントは次の通りです。

・被害者の性別を問わない
男性等も被害者となります。

・親子間の性虐待等も処罰対象
親や保護者のような立場の人が、18歳未満の子に対し性行為や、わいせつな行為を行った時には、脅し等がなくても罪に問えるようになりました。

・非親告罪化
被害者が警察へ告訴しなくても、傷害罪や殺人罪などと同じように警察が捜査して罪に問えるようになりました。

平成27年3月の内閣府の「男女間における暴力に関する調査」では、20歳以上の女性の15人に1人が、同意なしに性暴力を受けたことがあり、加害者の約75%は、「被害者と認識があった」との結果でした。しかも、被害にあっても、どこへも相談しなかった被害者は、67.5%でした。

「性にかかわる話は、恥ずかしいことでも人前で話すことではない」という偏見があるため、性被害にあっても、一人で悩みを抱え込んでいる被害者が多いのが実情です。

事例

実際の相談をもとにしたフィクションです

◎上司から

Aさん(30代の女性会社員)は、居酒屋で、上司や同僚と飲酒していました。ところが、勧められるままに、ついお酒を飲みすぎ、酔い潰れてしまったのです。上司が介抱してくれたのですが、ホテルに連れ込まれ、拒否出来なくなり、性的暴行を受けました。その後、Aさんは、職場へ行けなくなりました。

◎夫から

Bさん(30代の子育て中)が断つても、夫はいつも一方的に性行為を求めてきます。また、避妊に協力しないため、妊娠が気になります。

Bさんは夫へ何回も気持ちを聞いてほしいと伝えていますが、夫は聞き入れません。拒否すると不機嫌になり、怒ってしまふので、Bさんは怖くなります。Bさんは暗い気持ちになり、疲れてうつになりそうです。

◎過去の被害

Cさん(50代の主婦)は、子どもの頃、親戚の男性から、性的虐待を受けたことがあります。した。「言うな」と口止めされたし、恥ずかしかったし、そのことはずっと心に蓋をして誰にも話さず生きてきました。もう何十年も経っていますが、折に触れ、そのことを思い出すと今でも苦しくなります。

◎パートナーから

Dさん(20代の学生)は、彼と交際して5ヶ月経ちました。彼はいつもDさんに性的な映像を見せてきます。「見たくない」と断ると彼は「もういい!」と怒鳴って喧嘩になってしまい、しばらく連絡がとれなくなってしまう。彼のことは好きだし交際を続けたいと思っていましたが、また見たくない映像を見せられるのかと思うと、別れた方がいいのか悩んでいます。

●ホットラインのご利用を!

加害行為の責任は、被害者ではなく、加害者にあります。性暴力による被害の影響は、被害直後から長期間に渡り、被害者の心と身体を蝕みます。特に性的暴行は魂の殺人と言われ、被害者のその後の人生に大きな影響を与えます。精神的に不安定な状態が続く場合も多く、不眠うつや不安の高まり、アルコール依存等のリスクも高まるとされています。

回復の為に、少しでも早く精神的なケアをする必要があります。「女性のなやみとDVホットライン」では、性被害に遭われた方へ、適切な情報をお伝えしながら、健康回復へ向けた支援を行っています。お話をされた内容の秘密は守られますので、安心してお話しください。まずはお電話をおかけください。ご相談をお待ちしています。



DVチェックリスト

あなたの夫

親密な関係にある人は:

経済的暴力

- 必要な額の生活費を渡さない
- 出費を細かくチェックする
- 家の財産を知らせない
- 仕事を辞めさせない・仕事を辞めるように言う
- 浪費・借金をする
- あなたの名義で借金をさせる

性的暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 性的な映像を見せる

精神的暴力

- 自分の思い通りにならないと、不機嫌になる
- 見下したり、人格を否定することを使う
- あなたをダメな人間だと思わせる
- 一方的に自分本位で物事を決める
- 無視する
- 事実を捻じ曲げたり矮小化して、混乱させる
- ひどい嫉妬をして、あなたを責める
- あなたが実家に行くことや、友だちに会うことを嫌がる
- 何時間も説教し、眠らせない
- 自分の失敗や様々な問題を、あなたのせいにする
- 大切にしている物を壊す
- ふた言目には、「離婚だ」と言う(脅し)
- 「自殺する」と脅す
- 「妻(又は女性)の仕事だ」と決めつける

江東区の相談窓口

江東区女性のなやみとDVホットライン ※祝日・年末年始を除く
☎3647-9551 月～金(9:00～12:00、13:00～17:00) 土(9:00～12:00)

江東区女性のなやみとDV相談(面接相談要予約) ※祝日・年末年始を除く
☎3647-9551 月～土 時間は予約時にご確認ください。保育あり(1歳以上未就学児 要事前予約)

江東区女性のための法律相談(要予約) ※祝日・年末年始を除く
☎5683-0341 (男女共同参画推進センター) 第1～3水(13:00～16:00)
保育あり(1歳以上未就学児 要事前予約) / 女性弁護士によるDVほかの法的な問題にアドバイスします。

保護第一課(深川地区及び東砂6～8丁目、南砂、新砂にお住まいの方)
☎3645-3106 月～金(9:00～17:00) ※祝日・年末年始を除く

保護第二課(亀戸、大島、北砂、東砂1～5丁目、新木場、夢の島、若洲にお住まいの方)
☎3637-2707 月～金(9:00～17:00) ※祝日・年末年始を除く

他機関の相談窓口

■ 性暴力救援ダイヤルNaNa(SARC東京) ☎5607-0799(24時間365日)
東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援

■ 東京ウィメンズプラザ ☎5467-2455 年末年始以外毎日(9:00～21:00)

■ 東京都女性相談センター ☎5261-3110 土・日・祝日・年末年始を除く(9:00～20:00)

女性の人権ホットライン ※祝日・年末年始を除く
☎0570-070-810 (法務省人権擁護部) 月～金(8:30～17:15)

DV相談ナビ 発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談
☎0570-0-55210 いただくことができます。*ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。

■ 夜間・緊急時 ■ 警察(事件発生時) 110番

サイバー犯罪被害相談窓口

■ 警視庁 サイバー犯罪対策課 ☎3431-8109 土・日・祝日・年末年始を除く(8:30～17:15)

■ 違法・有害情報の通報先 セーフライン <http://www.safe-line.jp>

■ リベンジポルノ被害にあわれたら <http://www.safe-line.jp/against-rvp/>

